

# 平成27年9月関東・東北豪雨と宮城県を取組

宮城県総務部危機対策課

「平成27年9月関東・東北豪雨」は、宮城県にとって、東日本大震災とその余震以来の、約4年ぶりとなる災害対策本部体制で臨んだ災害であり、数十年に一度の大雨となるおそれ大きいときに発表される大雨特別警報が県内で初めて発表された災害となりました。

宮城県では、東日本大震災の教訓や平成26年の広島土砂災害等を踏まえ、防災体制の改善強化や土砂災害警戒区域の指定促進等の取組を行ってまいりましたが、残念ながら大きな被害が発生し、自然の脅威を改めて再認識させられる結果となりました。

## 県の災害時の役割

県が災害時にどのような活動をしているのか、身近な市町村や消防機関と比べると見えにくいかも知れません。県の災害時の基本的な役割は、災害対策基本法や県の地域防災計画等で規定されていますが、大きく分けて3つあります。

- ①情報伝達・収集・共有
- ②市町村支援とその調整
- ③県管理施設の応急措置

気象台から発表される気象警報等を市町村に伝達するほか、被害情報をいち早く収集し、県と関係機関において、情報を共有して必要な支援を適時適切に行えるようにするというのが1つ目の大きな役割になります。正確な情報無しに迅速な救助・支援活動を行うことはできないので、情報収集は重要な役割になります。

また、2つ目として、最前線で応急対策・被災者救助を実施している市町村や各消防本部の支援を行い、市町村が応急措置を実施できない場合には代行し、支援が不足する場合には他の自治体、国、関係機関等に広域応援を求めるなど、バックアップや総合調整の役割があります。

そして3つ目に、県で管理する道路やダム、河川等について、災害状況に合わせて通行規制、洪水調節、水位観測等を行い、被害や二次災害の発生を最小限に抑えるのも県の役割になります。



村井知事が地図で被害・対応状況を確認

## 県の災害時の対応

宮城県では、大雨警報が発表された9月9日から警戒配備体制をとり、10日21時頃から土砂災害警戒情報や水防警報等が続けざまに発表されたことから、市町村に土砂災害等への注意を呼びかけるとともに、ダムの洪水調節等を行うなど、災害予防対策を行いました。また、各地の水防団による河川の巡視・土のう積み・

水門閉鎖等の水防対策が行われました。その後、11日未明に大和町長から、吉田川の氾濫による要救助者を救助するための自衛隊の災害派遣を求める依頼があり、宮城県知事は自衛隊に対して災害派遣要請を行いました。同日朝方にも大崎市に対する自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、災害対策本部を設置し、全庁を挙げて情報収集や救助・支援調整を行いました。

## 宮城県の市町村支援制度

宮城県の市町村支援制度として、「被災市町村に対する県職員の初動派遣制度」があります。この制度は、大規模災害時に、あらかじめ指定した職員を被災市町村に派遣し、現場対応で忙しい市町村職員に代わって情報を県災害対策本部に報告する、市町村で困っていることを調査して人的・物的支援等の要請を県災害対策本部に繋ぐ、といった業務を行うものです。



(訓練時) 県派遣職員がシステムで情報を報告

東日本大震災当時の反省を踏まえ、2名だった派遣職員を、責任ある判断ができる管理職を含めた4名に増員し、自己完結型で活動できるよう、衛星携帯電話やテント等の装備充実を図っています。

今回の災害においても、仙台市、栗原市、

大崎市に職員を派遣し、迅速な情報収集に役立ちました。

## 救助活動・被害と今後の対策

救助活動については、自衛隊のほか、第二管区海上保安本部、福島県・新潟県警察本部、県防災航空隊及び仙台市消防防災航空隊によるヘリでの救助、県内各消防本部による広域消防応援や、県警察本部による地上からの救助活動等により、600名以上の方を救助することができました。

しかしながら、多くの河川が破堤・越水したことにより広範囲に浸水が発生し、1,600棟以上の住家が浸水被害等を受け、公共土木施設や農林水産施設等であわせて約300億円の被害が発生しました(平成27年10月16日現在)。

今回の災害を受け、宮城県では、河川の復旧に全力を挙げると同時に、河川施設を緊急点検して河川維持管理計画と水防計画を抜本的に見直し、河道拡幅、支障木の伐採などのハード対策のほか、水位計の増設、避難の目安となる水位の見直し、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川の追加指定などのソフト対策の両面から水害対策の強化を進め、県内市町村と一体となって、宮城県の防災力向上に努めています。

